

## 温泉まちづくり研究会 規約

### (名 称)

第1条 本研究会は、「温泉まちづくり研究会」(以下、本研究会)と称する。

### (目 的)

第2条 本研究会は、人口減少社会、少子高齢化社会を迎えたわが国において、成熟化・国際化に対応する新しい温泉まちづくりのあり方に関する先駆的、実践的な研究と提言、さらには具体化に向けた行動と情報発信を行う。また、会員相互ならびに関連省庁、関連組織と提携しつつ、わが国の温泉地におけるまちづくりの展開促進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)定例研究会、シンポジウム等の開催
- (2)温泉まちづくりに関する調査および研究
- (3)提言集その他刊行物の発行
- (4)その他、本会の目的を達成するために必要な事業

### (構 成)

第4条 本研究会は別紙に掲げる会員により構成する。

- 2 「会員」とは、本研究会の趣旨に賛同する温泉地とし、各会員は4名までの個人を「(登録)メンバー」として登録し、その内1名を「幹事」とする。なお、定例研究会等への参加については、幹事の上承があれば、登録メンバー以外の参加も認める。
- 3 本研究会には代表1名、副代表2名、監事1名を置き、会員の互選により選出する。

### (会 議)

第5条 本研究会の会議は代表が招集する。

- 2 本研究会は必要があるときには、会員以外の有識者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

### (顧 問)

第6条 本研究会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表が委嘱する。

### (期 間)

第7条 本研究会の活動期間は2年間とし、継続を妨げない。

ただし、継続する場合は、登録メンバーの3分の2以上の賛同を必要とする。

### (運 営 費)

第8条 本研究会の運営費は、会員の年会費20万円及び財団法人日本交通公社の

観光文化振興基金を充当する。

(事務局)

第9条 本研究会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、代表が指名する団体がこれに当たる。

3 事務局の事務処理に関し、必要な事項は代表が別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、本研究会の運営等に関して必要な事項は代表、副代表、事務局が協議の上、事務局が定める。

(附則)

1 本研究会設置当初の会員は別紙のとおりとする。

2 この規約は2008年6月1日から施行する。